

議案第37号

つくば市市民ホール条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成26年2月21日

つくば市長 市原健一

つくば市市民ホール条例の一部を改正する条例

つくば市市民ホール条例（平成14年つくば市条例第61号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の(1)の表中

9,000円	13,000円	16,000円	38,000円
11,000円	16,000円	19,000円	46,000円
18,000円	26,000円	32,000円	76,000円
22,000円	32,000円	40,000円	94,000円
22,000円	32,000円	40,000円	94,000円
27,000円	40,000円	48,000円	115,000円
1,000円	1,000円	1,000円	3,000円
2,000円	2,400円	2,400円	6,800円
1,000円	1,200円	1,200円	3,400円
1,200円	1,500円	1,500円	4,200円
1,000円	1,200円	1,200円	3,400円
1,200円	1,500円	1,500円	4,200円

を

1,600円	2,000円	2,000円	5,600円
1,000円	1,200円	1,200円	3,400円

「

9,250円	13,370円	16,450円	39,080円
11,310円	16,450円	19,540円	47,310円
18,510円	26,740円	32,910円	78,170円
22,620円	32,910円	41,140円	96,680円
22,620円	32,910円	41,140円	96,680円
27,770円	41,140円	49,370円	118,280円
1,020円	1,020円	1,020円	3,080円
2,050円	2,460円	2,460円	6,990円
1,020円	1,230円	1,230円	3,490円
1,230円	1,540円	1,540円	4,320円
1,020円	1,230円	1,230円	3,490円
1,230円	1,540円	1,540円	4,320円
1,640円	2,050円	2,050円	5,750円
1,020円	1,230円	1,230円	3,490円

に改める。

」

「

6,000円	9,000円	11,000円	26,000円
7,000円	11,000円	13,000円	31,000円
12,000円	18,000円	21,000円	51,000円
14,000円	22,000円	27,000円	63,000円
14,000円	22,000円	27,000円	63,000円
18,000円	27,000円	33,000円	78,000円
2,000円	2,400円	2,400円	6,800円
1,000円	1,200円	1,200円	3,400円

別表第2の1の(2)の表中

を

」

「

6,170円	9,250円	11,310円	26,740円
7,190円	11,310円	13,370円	31,880円

12,340円	18,510円	21,600円	52,450円
14,390円	22,620円	27,770円	64,800円
14,390円	22,620円	27,770円	64,800円
18,510円	27,770円	33,940円	80,220円
2,050円	2,460円	2,460円	6,990円
1,020円	1,230円	1,230円	3,490円

に改める。

別表第2の1の(3)の表中

6,000円	9,000円	11,000円	26,000円
7,000円	11,000円	13,000円	31,000円
12,000円	18,000円	21,000円	51,000円
14,000円	22,000円	27,000円	63,000円
14,000円	22,000円	27,000円	63,000円
18,000円	27,000円	33,000円	78,000円

を

6,170円	9,250円	11,310円	26,740円
7,190円	11,310円	13,370円	31,880円
12,340円	18,510円	21,600円	52,450円
14,390円	22,620円	27,770円	64,800円
14,390円	22,620円	27,770円	64,800円
18,510円	27,770円	33,940円	80,220円

に改める。

別表第2の2の表中「13,000円」を「13,370円」に、「39,000円」を「40,110円」に、「1,500円」を「1,540円」に、「2,000円」を「2,050円」に、「5,500円」を「5,650円」に、「3,000円」を「3,080円」に「9,000円」を「9,250円」に改める。

別表第3の3の表中「1,000円」を「1,020円」に、「4,000円」を「4,110円」に、「10,000円」を「10,280円」に、「5,000円」を「5,140円」に、「6,000円」を「6,170円」に改める。

8,000円	12,000円	15,000円	32,000円	3,200円
10,000円	15,000円	19,000円	40,000円	4,000円

別表第3の1の表中

19,000円	28,000円	36,000円	75,000円	7,500円
22,000円	33,000円	42,000円	87,000円	8,700円
24,000円	36,000円	47,000円	96,000円	9,600円
29,000円	43,000円	56,000円	115,000円	11,500円
10,000円	15,000円	18,000円	38,000円	3,800円
12,000円	18,000円	23,000円	48,000円	4,800円
22,000円	33,000円	42,000円	87,000円	8,700円
26,000円	39,000円	51,000円	104,000円	10,400円
30,000円	45,000円	58,000円	120,000円	12,000円
36,000円	54,000円	70,000円	144,000円	14,400円
5,000円	7,000円	9,000円	20,000円	2,000円
3,000円	5,000円	6,000円	13,000円	1,300円
1,000円	1,000円	1,000円	2,500円	250円
15,000円	15,000円	15,000円	45,000円	
6,000円	6,000円	6,000円	18,000円	

を

「

8,220円	12,340円	15,420円	32,910円	3,290円
10,280円	15,420円	19,540円	41,140円	4,110円
19,540円	28,790円	37,020円	77,140円	7,710円
22,620円	33,940円	43,200円	89,480円	8,940円
24,680円	37,020円	48,340円	98,740円	9,870円
29,820円	44,220円	57,590円	118,280円	11,820円
10,280円	15,420円	18,510円	39,080円	3,900円
12,340円	18,510円	23,650円	49,370円	4,930円
22,620円	33,940円	43,200円	89,480円	8,940円
26,740円	40,110円	52,450円	106,970円	10,690円
30,850円	46,280円	59,650円	123,420円	12,340円
37,020円	55,540円	71,990円	148,110円	14,810円
5,140円	7,190円	9,250円	20,570円	2,050円

に改める。

」

3,080円	5,140円	6,170円	13,370円	1,330円
1,020円	1,020円	1,020円	2,570円	250円
15,420円	15,420円	15,420円	46,280円	
6,170円	6,170円	6,170円	18,510円	

別表第3の2の表舞台設備の部ピアノの項中「6,000円」を「6,170円」に改め、同部金屏風の項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同部演台の項及び地がすりの項中「600円」を「610円」に改め、同部上敷の項中「500円」を「510円」に改め、同部反射板の項中「5,000円」を「5,140円」に改め、同部ひな段用階段の項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同部紗幕の項中「600円」を「610円」に改め、同部定式幕の項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同表照明設備の部センターピンスポットライトの項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同部ローアールライトの項中「1,700円」を「1,740円」に改め、同部アッパーアールライトの項中「2,700円」を「2,770円」に改め、同部シーリングライトの項及びフロントサイドライトの項中「3,000円」を「3,080円」に改め、同部サスペンションライトの項中「2,600円」を「2,670円」に改め、同部ポーターライトの項中「1,600円」を「1,640円」に改め、同部フットライトの項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同部天井反射板ライトの項中「2,000円」を「2,050円」に改め、同部調光装置の項中「3,000円」を「3,080円」に改め、同部ミラーボールの項中「1,000円」を「1,020円」に改め、同部エフェクトマシンの項及び波マシンの項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同表音響設備の部場内拡声装置の項中「4,000円」を「4,110円」に改め、同部テープレコーダーの項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同部テープレコーダーの項中「800円」を「820円」に改め、同部レコードプレーヤーの項中「1,500円」を「1,540円」に改め、同部CDプレーヤーの項中「800円」を「820円」に改め、同部ステージフロントスピーカーの項及びはね返しスピーカーの項中「500円」を「510円」に改め、同部モニタースピーカーの項中「1,000円」を「1,020円」に改め、

円」に改め，同部エレベーターマイク装置の項中「1,200円」を「1,230円」に改め，同部電動式3点つりマイク装置の項中「1,000円」を「1,020円」に改め，同部ダイナミックマイクロフォンの項中「700円」を「710円」に改め，同部ワイヤレスマイクロフォンの項中「1,500円」を「1,540円」に改め，同部マイクスタンドの項中「400円」を「410円」に改め，同部エアーモニターマイクロフォンの項中「1,500円」を「1,540円」に改め，同部マルチネコネクターボックスの項中「500円」を「510円」に改め，同部コンデンサーマイクの項中「1,500円」を「1,540円」に改め，同部映写機の項中「6,000円」を「6,170円」に改め，同表その他の部スクリーンの項中「1,500円」を「1,540円」に改める。

#### 附 則

##### ( 施行期日 )

- 1 この条例は，平成26年4月1日から施行する。

##### ( 経過措置 )

- 2 この条例による改正後のつくば市市民ホール条例第7条の規定は，この条例の施行日以後の納期に係る使用料について適用し，同日前の納期に係る使用料については，なお従前の例による。